

## 児童発達支援センター等機能強化事業委託仕様書

### 1. 業務名

児童発達支援センター等機能強化事業

### 2. 業務目的

県内全体の障害児に提供する支援の質を高め、障害児やその家族への支援体制強化を図る。

### 3. 業務内容

障害児支援について中核的な役割を担うことができる社会福祉法人等に、一定程度の知識と技量を有する職員（5年以上の障害児支援に関する業務の経験を有する者）を配置し、様々な障害種別や障害特性に対応した専門的かつ適切な支援等を実施する体制を整備し、関係機関のネットワーク構築等に取り組むとともに、地域における障害児やその家族への支援体制を強化するため、以下(1)～(5)の業務を行う。(1)、(2)については県全域を対象、(3)～(5)については、主に東和圏域及び生駒市、大和郡山市の障害児通所支援事業所や施設、市町村等を対象に支援を行うこと。

- (1) 障害児通所支援事業所や保育所・幼稚園・学校等を対象に、関係機関の連携強化を目指した障害児支援に関する専門的な研修を年2回以上実施する。
- (2) 県自立支援協議会子ども支援部会へ参加し、困難ケースの支援に係る事例や早期支援により困難な状態に至らなかった好事例等の対処方法等の共有や専門コース別研修（障害児支援）における企画・運営への協力等、地域における障害児支援体制強化に向けた助言・支援を行う。
- (3) 地域の障害児通所支援事業所を訪問等し、支援技術の向上に資する助言・指導（スーパーバイズ）を行う。
- (4) 保育所、幼稚園や地域の小・中学校、放課後等児童クラブ等における支援力・受入強化を目指し、保育所等に対し専門的な知見に基づく支援を行う。
- (5) 保護者等をサポートするため、障害が疑われる「気づきの段階」での相談やハイリスク・支援困難な事例に対する相談への専門的支援を行う。

### 4. 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### 5. 議事録作成

受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため県と協議しながら作業を進め、打合せ協議があった場合はその内容について議事録を作成し、県の確認を受けなければならない。

### 6. 総括責任者の選任及び業務実施体制について

受託者は、統括責任者を1名選任すること。統括責任者は5年以上の障害児支援に関する業務の経験を有する者とする。交替する場合にはあらかじめ県と協議すること。

受託者は、総括責任者の氏名、所属、役職、資格、連絡先等を記載した業務実施体制表を作成し、契約後1週間以内に県に提出すること。

## 7. 実績報告書の提出

本件受託者は、令和9年3月31日までに実績報告書を提出すること。

## 8. 委託経費

委託業務の実施に必要な経費は、全て委託金額に含まれるものとする。

## 9. 秘密の遵守

受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

## 10. 個人情報の取扱い

業務の実施に際して入手した個人情報及びデータの管理に当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、厳選な管理を行い、本事業の実施以外の目的で使用してはならない。

また、業務の実施に際して入手した個人情報及びデータを扱う際の手順書を作成し、職場内研修を実施すること。

## 11. 業務の引継ぎ

本業務に係る契約の終了後、他の事業者による業務の引継ぎを行う必要が生じた場合には、利用者の利便性を損なわないよう必要な措置を講じ、円滑な引継ぎに努め、引き継ぎを行った結果については書面で県に報告すること。

## 12. その他事項

### (1) 再委託について

本業務の全部を第三者に委託すること（一括再委託）は禁止する。

本業務における主要な部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分等）は再委託してはならない。

業務の一部を再委託する場合には、あらかじめ再委託の申請をし、その再委託内容が、委託業務における主要な部分でなく、再委託することに合理的理由があると判断できる場合は、再委託をすることができる。

本業務の一部を再委託する場合は、再委託先の行為について全ての責任を負うこととする。

### (2) その他

業務期間中において、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。

本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、県と協議すること。

別紙「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」を遵守すること。

本仕様書に記載されていないもの又は不測の事態への対応については、県と受託者が協議の上決定するものとする。